

要 望 書

平成30年7月豪雨に伴う災害に関する要望

平成30年10月

岡 山 県

平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、61名の尊い人命が失われるとともに、住家の全半壊が7,900棟、床上浸水が2,900棟を超えるなど、これまでにほとんど経験したことのない規模の被害が発生しました。

国においては、発災直後から人命救助活動をはじめ、被災者支援、災害廃棄物の撤去、河川の応急復旧など、様々な形で多大な御支援をいただき、御礼申し上げます。また、財政面においては、予備費を活用し、被災地の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージを速やかに決定していただき、重ねて感謝申し上げます。

県においても、この大きな困難を必ずや乗り越え、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、長年の行革努力等により捻出した財政調整基金の約7割（約85億円）を取り崩しの上、総額780億円規模の補正予算を編成し、応急仮設住宅の提供や公共土木施設の復旧、グループ補助金等の展開、災害廃棄物の処理など、被災された県民の皆様のご生活や経済活動の1日も早い回復に向けて、全力で取り組んでおります。

本格的な復旧・復興を成し遂げていくためには、多くの時間と費用が必要となることを見込まれ、国の支援が不可欠です。補正予算の早期成立に加え、来年度以降も含め、中長期にわたり継続的に安心して復旧・復興事業に取り組むことができる人的・財政的支援が必要です。

貴省（府）におかれては、次の事項について適切な対策を講じていただくことを強く要望します。

平成30年10月

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 被災者支援の円滑な実施について

(1) 生活福祉資金の貸付について、今般の災害に係る特例的な取扱いへの対応など、貸付窓口を担っている社会福祉協議会の業務量が増加していることから、事務費補助金の加算や、貸付原資からの対象経費の取崩しを可能とすること等の措置を講ずること。

また、被災者の各種支援に当たるボランティアが迅速かつ円滑に活動するため、自治体の要請に基づき社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に要する自治体の負担に対して財政措置を行うこと。

【要望の背景等】

生活福祉資金は、低所得者、高齢者、障害者世帯を対象とした貸付制度で、国県費を原資に社会福祉協議会が窓口となって貸付を行っており、貸付に係る事務費については、円滑な貸付業務の実施のため、国が1/2を補助する仕組みとされている。

このたびの災害を受け、資金を必要とする世帯の増加が見込まれるとともに、国の特例措置により「緊急小口資金」の貸付要件が緩和されたことから、当面の対策として、全国の社会福祉協議会による応援職員の派遣も得ながら、特設受付会場の設置等により対応したところであるが、今後一定の期間にわたり、申請受付など業務量の増加が想定されるため、既定の事務費補助金を加算する措置や、事務費充当のための貸付原資の取崩しを可能とする措置等を講じていただきたい。

なお、平成28年熊本地震では、貸付原資の取崩しが可能となる旨、厚生労働省から通知されている。

(2) 被災者への見守り・相談支援、こころのケアについては、被災者が安心した日常生活を営むとともに、一日も早い生活再建へ向けて、引き続き重要となることから、現行の補助率を維持した上で、その必要額について平成31年度においても引き続き、財政措置を行うこと。

【要望の背景等】

今般の災害による被災者は、応急仮設住宅への入居など、被災前と異なる環境に置かれ、様々な課題を抱えることが想定される。

そのため、高齢者・障害のある人・生活困窮者等の被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、市町村では、孤立防止等の見守りや、日常生活上の相談支援などを行うこととしており、県では「岡山県くらし復興サポートセンター」を設置し、後方支援を行う。

本年度は、被災者への見守り・相談支援、こころのケアに係る事業費が予備費により措置されたところであるが、応急仮設住宅等の被災者が安心した日常生活を営み、その生活を再建するまでの間、被災者への見守り・相談支援を継続して実施できるよう、その必要額の財政措置を講じていただきたい。

2 医療施設、社会福祉施設等の早期復旧について

被災した医療施設、社会福祉施設、環境衛生施設（火葬場）等の早期復旧を支援するため、国庫補助の対象を、施設・事業所の設備・備品（車両、事務備品を含む）にも拡大するとともに、補助基準額（対象事業費下限額）や補助上限額についてもできる限り柔軟な取扱いとすること。併せて、補助率の嵩上げ等十分な財政措置を講じること。

また、施設入所者の安全・安心のため、復旧に当たっては、移転復旧を認めるなど、できる限り柔軟な取扱いとすること。

さらに、被災建物の解体・除却には多額の費用を要するため、その費用を補助対象に含めること。

【要望の背景等】

「医療施設等災害復旧費国庫補助金」、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」については、7月豪雨災害で被災した医療施設や社会福祉施設・事業所等を対象に、主に建物復旧のための工事費や医療用設備等を補助する内容とされているが、被災施設・事業所においては、建物の被害に加え、事業を行う上で不可欠な種々の設備や備品も浸水等により壊滅的な被害を受けている。

今後、早期の復旧に向け、こうした種々の設備・備品の修繕や再整備についても補助対象としていただきたい。

なお、平成28年熊本地震では、被災した介護事業所、障害福祉サービス事業所等の事業再開に要する設備等を補助するための実施要綱が定められたものの、上限額が低く抑えられていた。

※種々の設備・備品の例

- ・医療施設：ベッド、救急車等の車両、事務機器等
- ・老人福祉施設：ベッド、送迎用車両、事務機器（パソコン）等
- ・障害福祉事業所：事業用車両、利用者情報管理用のパソコン、就労系事業所（A型事業所など）の機械・機具や農業用ビニールハウス等
- ・環境衛生施設（火葬場）：電動台車、門扉、フェンス等

※平成 28 年熊本地震における設備補助の上限額の例

- ・訪問介護事業所:3,360 千円、通所介護事業所:2,975 千円、特別養護老人ホーム
2,450 千円
- ・障害福祉サービス事業所等の開設準備経費:1,000 千円、災害復旧設備費:5,000 千
円、災害復旧大規模生産設備費:12,300 千円

併せて、平成 28 年熊本地震等の際には、環境衛生施設（火葬場）の補助率が 2 / 3 とされたことから、今回も同様の嵩上げを行うなど、十分な財政措置を講じていただきたい。

また、復旧に当たり、避難行動要支援者が入所・利用する老人福祉施設の特性から、浸水対策事業の実施状況に鑑み、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等、法令上の開発制限がある場合に限らず、同一市町村内での移転復旧を認めていただきたい。

さらに、改修での復旧が見込めない場合、被災建物の解体・除却が必要となるが、早期復旧へ結び付けるため、解体・除去費用を補助対象に含めていただきたい。